

# 青色申告にしてみませんか！

下野市農業青色申告会は、パソコンによる簿記研修会や所得税等の申告前に決算書作成指導会を開催するなど、市内農業者の適切な申告を推進することで、節税を促し農業経営の健全化を支援しています。

指導会に参加した会員からは、「初めての参加なのでわからない点が多かったが、会員の皆さんと簿記を学習する機会があるということは良かった。これからも積極的に研修会に参加したい。」「税法の最新情報をご教授下さるのはうれしいが、税の仕組みの簡略化をお願いしたい。」などの声が聴かれました。

これからも税の申告という側面から農業者の皆様を支援していきます。



栃木県農業会議 高田 武氏を講師に招いた指導会

**青色申告に取り組むと…税制上のメリットがあります！**  
**収入保険制度への加入が可能となります！**  
**経営状況を客観的につかむことができ、資金調達・資金繰りにも有利です！**

## 青色申告の主なメリット

### 1 青色申告特別控除

その年の分の所得金額から、10万円が控除されます(簡易な方式)。なお、複式簿記により記帳し作成した貸借対照表を確定申告書に添付する場合(正規の簿記)には、65万円がその年分の所得金額から控除されます。

	所得金額の控除額	必要な書類・帳簿
正規の簿記 (複式簿記)	<b>65万円</b>	仕訳帳、総勘定元帳、損益計算書、 貸借対照表 ーなど
簡易な方式	<b>10万円</b>	正規の簿記までは求めないが、白色 申告にはない、現金出納帳、売掛帳、 買掛帳、固定資産台帳を整備し、日 々の取り引きを残高まで記帳

### 2 青色事業専従者給与

ご家族の雇用をする場合、お支払した給料の額が必要経費として認められます。

※別途「青色事業専従者給与に関する届出書」を税務署に提出する必要があります。

### 3 損失の繰越し

損失(赤字)の金額がある場合で、損益通算の規定を適用してもなお控除しきれない部分の金額(純損失の金額)が生じたときには、その損失額を翌年以後3年間にわたって繰り越して、各年分の所得金額から控除できます。



研修会の様子

## パソコン簿記研修会

下野市農業青色申告会では会主催のパソコン簿記研修会を行っています。

作業量の多い確定申告の決算作業を、パソコンによって効率的に行う技術を習得することが目的です。

例年、民間インストラクターを招いて、積極的に相談や質問が飛び交う活発な研修会となっています。

